

同じことなんです。百貨店は百貨店法があるから、その法律でやるのだ、それならなぜ生協に対しても母法においてこれをやろうとしないのか。単なる立法技術上の問題というようなことをじやないと思う。

○岩武政府委員 消費生活協同組合法の目的は、御承知のことく、その第一条に、「国民の自発的な生活協同組織の発達」と書いてあります。この意味

は消費生活協同組合という組織の発達をはかるということでありまして、

田中(武)委員 生協の目的は今讀ま
れつてその組織の活動を抑制するとい
うような事項は、ほかの法律を作ると
しますれば、その中に入れるのが当然
だと思います。百貨店法は、これは消
費生活協同組合法とは違いまして、初
めから小売商業との摩擦を解決するた
めにできた法律であります。だから別
段この小売商業特別措置法で解決しな
くとも、向うの法律で必要ならば改正
したらよろしかろう、これは前に申し
上げた通りであります。

れた通りなんです。そなするならば、
一体政府は生協という組織、すなわち
国民の自発的な活動、これを規制しよ
うとしておるのか、それとも指導育成
しようとするのか、その点については
どうなんでしょうか。

○若武政府委員 経済社会のことば、一つの組織があつて、それが完全な独走を許すということは困るだらうと思ひます。やはりほかとの摩擦があれば、できるだけ摩擦のないようになりますが、われわれの政策の任務だらうと合の発展は、これは國としましても各種の法措置が講じてあるわけでござい

ますが、員外活動まで保護するのは、これはどうかと思つております。むしろ小売商との摩擦が起ればこれはやはり何らかの形で規制するのがほんとうだろう、こう考えております。

○田中(武)委員 生協法自体に、十二条三号にちゃんとそのことを規定してあるではありませんか。その許された範囲において行動をとつておる。それから出てくる問題について他の法律によつて規制しようとする考え方は、私はどうも理解ができない。もしその許された法の範囲内における活動を免して

○田中(武)委員 それではあなたは、厚生省がしておられるところの生協に対する監督指導、あるいは法の委任によってなすところの都道府県知事の指導監督、これが誤まつておる、こういうふじことをはつきりお認めになるのですね。

○岩政政府委員 誤まつておるとは申し上げません。十分力を尽しておると思いますが、なお行き届らぬところがあるようだ、こういうことを申し上げたのです。

う。だからこりうるにいたしましたのは、結局組合員に対するサービス度合いがはつきりわかりまして、消費生活協同組合自体としても仕事がやすくなる、こう思つております。だら、よそからこれを仕事を押えると、うのではございませんで、組合本来仕事がやりやすくなるということをむしろわれわれとしましては、消費協同組合自体も、また監督官庁もこの法律によつて適正な運営が行わるということで、やりやすくなること

ういう法律によりまして、その監督が
しゃすくなるのじやないか、こう思つて
ております。別段われわれの方から、
厚生省の監督がどうとかどうとかいいう
ことではなく、厚生省もこの法律により
まして監督しやすくなるだろら、こぐれ
いうことを申し上げたのです。

○田中(武)委員 かりにおっしゃるよろしく
うに、末端においてこの趣旨が徹底し
ていながために起る事態ありとする
ならば、一体その責任はどこにあるの
ですか。末端の生活活動者にあるの

おるというならば、生協を指導監督する、その衝にある者が当然やるべきこととあって、中小企業庁長官ときが、はたからとやかく言ふべき筋合いじゃない。いかがですか。

○岩武政府委員 消費生活協同組合法の員外利用の許可の問題につきましては、主務官庁の厚生省からも屢次通牒が出ております。おりますが、その範囲はきわめて限られたものに認めるという趣旨でございまして、たとえば

山間僻地の場合であるとか、あるいは生活要保護者が一定の証票を持つてきた場合に限りやられておりますが、現実にはそういうことでないということは事実御承知の通りだと思います。現にわれわれのところにも各府県あるいは商工会議所からいろいろな事例も

参つておりますして、今の母法はやはり母法の精神がござりますから、組織の健全な発達をこいねがら余り、ややともすれば、その範囲を逸脱しておるのではないかと考へられますので、小児商業を助長いたしますためには、全般的な法律の一部に入れて、この問題を考えいくのが妥当であろう、こういうふうに考えております。

○田中(武)委員 それではあなたは、厚生省がしておられるところの生協に対する監督指導、あるいは法の委任によってなすところの都道府県知事の指導監督、これが誤まつておる、こういうふじことをはつきりお認めになるのですね。

○岩政政府委員 誤まつておるとは申し上げません。十分力を尽しておると思いますが、なお行き届らぬところがあるようだ、こういうことを申し上げたのです。

う。だからこりうるにいたしましたのは、結局組合員に対するサービス度合いがはつきりわかりまして、消費生活協同組合自体としても仕事がやすくなる、こう思つております。だら、よそからこれを仕事を押えると、うのではございませんで、組合本来仕事がやりやすくなるということをむしろわれわれとしましては、消費協同組合自体も、また監督官庁もこの法律によつて適正な運営が行わるということで、やりやすくなること

○田中(武)委員 あしおつしやるよな誤まつたことがかりにありとすると
らば、あなたの方でとやかく言う
に、当然法によつて監督すべき立場
ある人が監督するのが当然でしよう
それをなおかつあなたの方からこう
う法律を出すということは、その監
の職にある人の監督が不十分である
いうか、監督ができるでない、こう
うことの上に立つて出たりでなくして
います。

以上、あなたは厚生省並びに都道府知事の生協に対する指導監督に誤解があり、こうしたことを岩武中小企業長官が認定せられた結果である。思ひざるを得ません。もう一度御答出せないのでした。こうしたものを出せないのでした。

○岩武政附委員　監督に誤まりあります。
とは私存じております。現に厚生省から出されました貯外利用の許可の場合は、非常に範囲も狭く、か
適正なものだと思つております。たゞ
その通達の趣旨が、末端におきましては、
十分に徹底しないうちみがある、こと
いうように考へております。従つて

か、それを当然指導監督すべき任にあらうる人にあるのか、それともまたその通牒等を十分伝達徹底させなかつた人にあるのか、これはどこにあるのかお伺いいたします。

○岩武政府委員　それはいろいろな場合がございましょうから、一がいに申せることではないと思っております。ただ申せますことは、各地で御承知のようにいろいろな事態が起つておる、あるいは起きたことがある、こういうことでござります。個々の場合におきまして、だれが責任あるとかないとかいうことは、この際あまり問題じゃないだらうと思っております。

○田中(貢)委員　もしそういうことがあるなり、法律によつて指導監督すべき人がきまつておるのですよ。その人がまず第一次的にやればいいのです。それがやれないといふのですか、それともやつていらないといふのですか。それならそういう職にある都道府県知事あるいは厚生省自体が怠慢である、こりうらことにならざるを得ないと思つた上でなければ、そういう発言はできないと思つう。

○岩武政府委員 そういうふうな個々の事態になりますすれば、一例をあげましよう。たとえば米子の生協のときには、これは厚生省当局も心配され、現地を調査されておるのであります。また県も非常に心配しまして、何とか小売商店業者と消費生活協同組合との間を取り持とうと数次にわたってあつせんしたのであります。が、消費生協側は席を同じくして語るのはいやだと拒否しております。そういうことになりますれば、これはもう監督の責任を論じます。よりもむしろ生協の理事者の方のいかんということになるのでありますから、私はそりやう的な責任がどこにあるとかないとかいうことよりも、この事態を円満に片づけるにはこういうものがあつた方がよからう、こういうことを申し上げたのであります。

○岩武政府委員 私が申し上げたいのは、法律はよくできておりましょ
うし、また厚生省当局の指導も十分でき
ていると思いますが、何せこういう自
發的な組織でござりますから、いろいろ
と各地で問題があることは、これはま
た事実だらうと思います。ただ一片の
法律の監督だけでは正されるとは考え
ておりません。やはり角度をかえまし
て、小売商との摩擦を解決するとい
う見地から、この問題をもう一へん取り
上げ、そりとして法律規定を整備いたし
まして、監督の方々が仕事がやりやす
くなる、あるいは消費生協自体も自分
の本来の運営がうまくいくようになる
ということを、この法律ではねらって
おるのであります。

○松平委員 そういうことであるなら
は、これは消費生協の法律自体を改正
すればいい。これは監督規定が不十分
である。その趣旨がよく徹底していな
いということをあなたは言っておつ
た。そういうことであるならば、その
個所を直していく。本法があるならば
その個所を直していくたらどうです
か。私はそれが一番常道であろうと思
うのです。

○岩武政府委員 話は前に戻るわけで
あります。が、消費生活協同組合とい
う組織の発展をはかる法律では、やはり
監督規定その他は、これは法律の趣旨
に照らしまして十分でないこともあります
かもしませんし、また施行する人も
その发展をはかるという見地から監督
指導する。やはり立場をかえまして、
見地をかえて、小売商との摩擦防止と
いう見地から、新しい法律秩序を作り
出す方が、この問題を終結にはよりべ

○松平委員 要するにこれは員外利用が小売商との間に摩擦を生ずる、こういうわけであるわけです。そこで員外利用をしてはいかぬ、しかし特別の許可があつた場合には員外利用をしてもいい、こういうわけなんだから、そのときに厚生省が中小企業との間の摩擦を避けるためにそれを考慮しながら、員外利用を許可する場合にはそれも考慮の上に置いてやるということを厚生省自体がやっていけばいいことじゃないですか。

○岩武政府委員 �ting员外利用については、先ほど来申し上げますように、かなり厳格な通牒は出しておりますが、その通牒の趣旨が十分徹底してない場合があります。あるいは員外利用の許可を受けなくて利用させている場合もあるようであります。いろいろの場合がございますので、やはり先ほど来申し上げましたように、消費生活協同組合法という法の見地からでは、そういう問題を律するには不適当だと思っております。従つて小売商との摩擦を解決し、小売商に活動の機会を確保するという趣旨の法律からこの問題をもう一べん取り上げて、新しい法律関係として規律した方が問題の解決にはベターだらう、こういうことを申し上げたわけであります。

○松平委員 それはおかしいと思うのかかわらず、もしそれだけでは不十分とあって、そして員外利用をした場合には罰則の規定もある、立ち入り検査等の監督上の規定もある。あるに

い、それが常道ではないかと私は言つたんだ。あなたはどう考えますか。
○岩武政府委員 そういうお話をあれば、この消費生活協同組合法を根本から直さなければいかぬだらうと思います。(「直したらいいぢやないか、何を言つているんだ」と呼ぶ者あり)そういうことはそう緊急にできませんから、だからこういうふるな新しい角度からこの問題を律した方がいいだらう、こう申し上げておるのであります。

○田中(武)委員 大体岸内閣は精神分裂を起したのと違ひのですか。ということは、これは次官に聞こう。今も長官みずからが読まれたように、消費生活協同組合法の第一条の目的には、「この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もつて国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする」とあります。国民生活の安定と生活文化の向上が目的なんですよ。それを一方において他の法律において抑えようとする。一方において生活向上、安定ということを持つ法律に対して、一方違つたことをやろうとしておる。これは精神分裂を起したのではないかと思うのですが、いかがでしよう。

○中川(篤)政府委員 精神分裂を起したかどうかは一つ田中さんの御判断におまかせをいたしまして、私はここで岸内閣が精神分裂を起したとかどうとかいうことに対する答弁はいたしませんが、先ほど来いろいろ言っておられるけれども、私がいつも考えておることは、日本ではあんまり法律が多過ぎると思う。実際多過ぎて、そしてがんじがらめに国民を縛り上げてしまうという風潮がある。実際われわれ自身も

法律はわからないのですよ、この国会にどういう法律が出たのかということを突然地方へ行って聞かれても、わからぬ場合がある。そういうことで、私は法律をきわめて複雑にすることはほんとうはきらいんですよ。私はそういう趣旨で、今までわざかの期間ですが、通産省でいつでも事務当局にあまりやかましいことをやらぬ方がいいだろりと言つておる。言つておる「政府だ、国民の責任じゃないよ。」と呼ぶ者あり) 政府も考えなければならぬが、国民党が、われわれを初めとして、なかなか法律がわからないから、自然読まないといふことにもなるのだろりと思いますが、実際法律を守らなられるように、通産省と厚生省との間に、厚生省のやることを通産省がよけいなことをやらぬでもいいじゃないか。というようなお話もありますけれども、これは御承知の通り厚生省と連絡をとつてやっておることですし、生協法だけを改正したらいいじゃないか。何も小売商業法をやらぬでもいいじゃないか。いかうことでございますが、しかしこれは外部から関連補強をするという手もあると思うのです。何も厚生省関係の法律だから通産省はこれに全然関係をしてはいけないといふこともないと思うのです。通産省関係の法律に問題は、小売商業特別措置法とか生協法とかいう法律があつても、それを生協なら生協がきちっと守ってくれるだろりと思うのです。しかし要するに問題はないのだけれども、守つてくれ

関連補強をやらなければならぬということになるのです。だから私は先ほど申し上げます通り、こんなに法律をやかましくして複雑なことにすると、ることはほんとうは反対なんだ。反対なんだが、日本国民とというのは法律を守らない。抜け道ばかり考える。どうしたら脱法行為ができるかということを考える悪質なものも相当おるのであるから、「岸内閣が悪いのだ」と呼ぶ者あり、岸内閣が悪いのか、だれが悪いのか知らないが、そういう点からいいましたならば、やはりこれは今回通産省が出しました小発商業特別措置法で、もって関連補強をやろうといふのであります。だからそういう点で、厚生省の関係の法案に対して、通産省はけしからねじやないかといふようなことがありますけれども、同じ岸内閣の政府ですから、厚生省も通産省もありませんよ。しかもこれを出すについては厚生省と十分に打ち合せをやって出しておるのでありますから、「反対しておる」と呼ぶ者あり)いや、前は反対しておったけれども、今は了承しております。了承しておるのであるから、そうあんまりがみがみ言わぬよにして下さい。

最初は反対しておつたが、今はそれで
もない、こうしたことなんですが、厚生省
自体はこれに反対しておる。事務局
も反対しておつたと私は聞いてお
ます。先ほどまた長官みずからが、そ
ういうことなら生協法を根本的に直
すのは、どうが根本か私知りません
が、第一条の目的に沿うて生協法を直
すならそれは直したらしいと思う。た
めに生協法改正ということを考えずには
こんなことをやつたのか、もう一へと
お伺いします。誠意ある答弁をお願い
します。

○中川(俊)政府委員 厚生省が反対し
ておつたとかなんとかおっしゃるけれ
ども、この法律を出しますのには各
大臣がみな出てきたところで閣議の
了解を得て出しておるのでですから、初
めはそういうきさつがあつたかしら
ないが、今日はそういうことはありませ
んから、これは一つ誤解のないよろ
しくお願いします。

それから生協法を改正したらどうか
といふ、これもいいでしよう。私は別
に何もこれにこだわるわけでもないけ
れども、しかし先ほど申ししますよろ
しくに閣連補強ということを考えていいと
思うのです。何もこれは生協法だけ改
正して、それなら小売商業特別措置法
案を出さなくともいいということにま
せばいいのであって、厚生省がこれを
直しに出さぬというのは、これは厚生
省がその必要を認めていないのかも
れません。(「その通り」と呼ぶ者あり)

ればそれでいいといふに考えておるのかもしれません。私は厚生省の考え方はどうか知りませんよ。知らないが、私はそうじやないかと思う。だから要するにこの小売商業特別措置法案を出して関連補強すれば、私は厚生省はそれで満足しておるのじやないかと思うのです。厚生省はどう考えておるか知りませんが、それは必要があるば出ででしよう。私はそり思うのです。

○田中(武)委員 どうも話が語るに落ちることころにきよると思うのですが、おつしやるよるな事態があるとするとならば、その直接の担当あるところの厚生省が消費生活協同組合法改正ということを考えでしよう。担当局自体がその必要を認めていないのに、ほから、人のせん気を頭痛に病むといふのですか、そういう言葉がありますが、そういうことをなぜやらねばならないのかということなんですね。

○中川(俊)政府委員 それは私が先ほど米しばしば申し上げております通り、これは閣議にかける前に御承知の通り各省でもつて、事務当局同士で十分協議をして、そこで、それじやこの国会ではとりあえず小売商業特別措置法でいこうじゃないか、こういうことになったのですから、厚生省と通産省は何も対立しておるわけじやございません。事務当局の話し合いを済まして開議にかけて出しておるのですから、厚生省としても生協法を今改正する時期でないと考えておるのかもしれない。このたびは、とりあえず通産省の出した法律が施行されて後においいろいろな

○田中(武)委員 次官にそれではあらぬ物事を順序を立てやる"ことが望ましい、これはお認めになると思ふのではあります。先ほどの御答弁の中でも、ほかの法律で外部補強をすることもかまわぬではないか、こういうことですから、それは次善の策だと言える。そろそろするなら、本来の姿である生協法によつて、あるいはその改正によつてそろそろすることを是正することができる、ということなら、道はその方が本筋である。このことはお認めになりますかどうかです。

○中川(俊)政府委員 本筋であるから私がわからぬです。あるいはこの方が本筋であるかも知れないと思うのです。あるいは小売商業特別措置法直ちのものからやつしていくのが本筋であるかも知れない。

○田中(武)委員 ちょっと今の答弁はおかしいですよ。先ほど外部補強といふ用語を使われた。少くとも小売商業特別措置法といふことは、生協に対しても直接的な法案じゃないのです。外部法なんですね。それなら内部法によつて是正を考えていく、これがほんとの筋ではないか、しかも員外利用のことについては、この母法の十二条三項に、何回も言つているように明記してあるのです。だから、その必要があるなら専法でやればいい。このことをお認めになるかどうか、いかがでしょうか。

○岩武政府委員 法律論になるようでござりますので、私から申し上げます。

中小商業者に関しまることを律して参りたいと思つたわけでござります。従つて、この生協と中小商業者との摩擦が起るところは員外利用でございます。この法律でやるものも当然だと思つております。ただ、幾らやると申しましても、員内に売る場合のいろいろなやり方その他については、これはいろいろ母法がありますし、できればその方がいいでしようけれども、それが間に合わなければこれでやつてもいいんじゃないかと思つております。だから、これはそういう意味で小売商業者の立場を考えた法律でございますし、またその立場は、われわれは中小企業でございますから。むしろわれわれとしては員外のことはこの法律でやるのが当然だと思っております。向うの方は、むしろただ書きで例外を作つたのでござりますから、私の方でやるのがほんとうだと思っております。

○田中(武)委員 長官もまた精神分裂を起したようだ。前段の答弁と後段の答弁が食い違いました。できるならば母法でやるものよからう、こういうことだった。できるなら母法でやつていいくんですね。

○岩政武府委員 内部の活動を申し上げたんです。内部の活動、つまり員内の活動に関しますことは、これはできるだけ消費生活協同組合法の方がいいでしようが、それが間に合わなければとにかくこれでやつていいが、員外のこときにつましてはこの法律でやるのが当然だと思います。だから、員外活動については小売商に摩擦を起すこと

ありますので、この問題はむしろこれでやつてけつこうだと思ひます。

○田中(武)委員 員外々とおっしゃるが、員外活動は原則としてこの母法において禁じてあるのですよ。それをなぜ員外々々とおっしゃるのか私はよくわからないのです。そうするならば、あなたがおっしゃるよう、小売商に關係のあることはこの方面からといたいなら、この小売商業特別措置法に載つてある以外のことで、きのうからも私が何回も申している、他にもっと大きく影響を与える面がたくさんあるのです。そのことに対してもおかりしておなりながら、こういう点に対し、しかもはつきりとした監督局もあり、監督規定も多くあり、母法もあるにかかわらず、こういうことをやることには、私はきのう申し上げたように、いわゆる分裂政策をもつて臨むというこの筋に立つて、小売商と生協と相争わしめる、そういうことによつて保政権の安定をはかつていくといふ分裂政策、かつてイギリスが植民地政策として用いた分裂政策、これに

これはこの案に取り入れるにやぶさかでございませんが、そういうふうなものが限措置は、国の雇用政策あるいは就業問題の一番基本原則でござりますから、われわれ当局としましてはこれは

とり得ない、こういうことで申し上げたのであります。従いましてごらんの

小売商業に関する問題は、全部とは

お、お答えておきますが、小売商業の振興の正攻法は、これはむしろ他のものを押えることだけではダメでござりますから、われわれとしましては小

売商業者組織の強化、その金融の円滑化等につきましては、これは今後とも一段の努力をするつもりでござります。この法律だけで振興が大いにできることとは、申しませんけれども、私の了解します範囲では、登録制、許可制の問題を除いては大体この法案で処理できる、こ

ういうふうに考えております。

○田中(武)委員 スーパー・マー

ケットがございます。百貨店資本とか私鉄資本だけでなく、いろいろなものがございますが、そういう問題が起りますれば、これは都道府県知事のあつせん、調停で片づけよう、こう申し上げたわけであります。そこでみんな拾われております。それからメーカーや問屋の小売行為の問題もこれでやろう、だから今まで問題が起つておりますことは、ほとんど大部分がこの法案で処理できると思っております。あるいはだから今まで問題が起つておりますことは、ほんとんどこの法案で処理できると思つております。あるいはこれから今まで問題が起つておりますことは、ほんとんどこの法案で処理できると思つております。

○内海(清)委員 そうすると大体ス

ーパー・マーケットとか、あるいはそ

の趣旨からいいますれば、百貨店法

は、消費生活協同組合法

で員外利用を押えておりまするゆえん

は、消費生活協同組合の健全な発達を

はかるためには、員外者に対するサ

ビスよりも、まず員内を固めて十分に

活動できるようによつとういう趣旨か

らでござります。むしろ、この法律の第一条にございます

いう趣旨からいいますれば、百貨店法

は、消費生活協同組合法

で員外利用を押えておりまするゆえん

は、消費生活協同組合の健全な発達を

はかるためには、員外者に対するサ

ビスよりも、まず員内を固めて十分に

活動できるようによつとういう趣旨か

らでござります。むしろ、この法律の第一

条にござります。

○内海(清)委員 そうすると大体ス

ーパー・マーケットとか、あるいはそ

の趣旨からいいますれば、百貨店法

は、消費生活協同組合法

で員外利用を押えておりまするゆえん

は、消費生活協同組合の健全な発達を

はかるためには、員外者に対するサ

ビスよりも、まず員内を固めて十分に

活動できるようによつとういう趣旨か

らでござります。むしろ、この法律の第一

条にござります。

○内海(清)委員 そうすると大体ス

ーパー・マーケットとか、あるいはそ

の趣旨からいいますれば、百貨店法

は、消費生活協同組合法

で員外利用を押えておりまするゆえん

は、消費生活協同組合の健全な発達を

はかるためには、員外者に対するサ

ビスよりも、まず員内を固めて十分に

活動できるようによつとういう趣旨か

らでござります。むしろ、この法律の第一

条にござります。

○内海(清)委員 そうすると大体ス

ーパー・マーケットとか、あるいはそ

の趣旨からいいますれば、百貨店法

は、消費生活協同組合法

で員外利用を押えておりまするゆえん

は、消費生活協同組合の健全な発達を

はかるためには、員外者に対するサ

ビスよりも、まず員内を固めて十分に

活動できるようによつとういう趣旨か

らでござります。むしろ、この法律の第一

条にござります。

○内海(清)委員 そうすると大体ス

ーパー・マーケットとか、あるいはそ

の趣旨からいいますれば、百貨店法

は、消費生活協同組合法

で員外利用を押えておりまするゆえん

は、消費生活協同組合の健全な発達を

はかるためには、員外者に対するサ

ビスよりも、まず員内を固めて十分に

活動できるようによつとういう趣旨か

らでござります。むしろ、この法律の第一

条にござります。

○内海(清)委員 そうすると大体ス

ーパー・マーケットとか、あるいはそ

の趣旨からいいますれば、百貨店法

は、消費生活協同組合法

で員外利用を押えておりまするゆえん

は、消費生活協同組合の健全な発達を

はかるためには、員外者に対するサ

ビスよりも、まず員内を固めて十分に

活動できるようによつとういう趣旨か

らでござります。むしろ、この法律の第一

条にござります。

○内海(清)委員 そうすると大体ス

ーパー・マーケットとか、あるいはそ

の趣旨からいいますれば、百貨店法

は、消費生活協同組合法

で員外利用を押えておりまするゆえん

は、消費生活協同組合の健全な発達を

はかるためには、員外者に対するサ

ビスよりも、まず員内を固めて十分に

活動できるようによつとういう趣旨か

らでござります。むしろ、この法律の第一

条にござります。

○内海(清)委員 そうすると大体ス

ーパー・マーケットとか、あるいはそ

の趣旨からいいますれば、百貨店法

は、消費生活協同組合法

で員外利用を押えておりまするゆえん

は、消費生活協同組合の健全な発達を

はかるためには、員外者に対するサ

ビスよりも、まず員内を固めて十分に

活動できるようによつとういう趣旨か

らでござります。むしろ、この法律の第一

条にござります。

○内海(清)委員 そうすると大体ス

ーパー・マーケットとか、あるいはそ

の趣旨からいいますれば、百貨店法

は、消費生活協同組合法

で員外利用を押えておりまするゆえん

は、消費生活協同組合の健全な発達を

はかるためには、員外者に対するサ

ビスよりも、まず員内を固めて十分に

活動できるようによつとういう趣旨か

らでござります。むしろ、この法律の第一

条にござります。

○内海(清)委員 そうすると大体ス

ーパー・マーケットとか、あるいはそ

の趣旨からいいますれば、百貨店法

は、消費生活協同組合法

で員外利用を押えておりまするゆえん

は、消費生活協同組合の健全な発達を

はかるためには、員外者に対するサ

ビスよりも、まず員内を固めて十分に

活動できるようによつとういう趣旨か

らでござります。むしろ、この法律の第一

条にござります。

○内海(清)委員 そうすると大体ス

ーパー・マーケットとか、あるいはそ

の趣旨からいいますれば、百貨店法

は、消費生活協同組合法

で員外利用を押えておりまするゆえん

は、消費生活協同組合の健全な発達を

はかるためには、員外者に対するサ

ビスよりも、まず員内を固めて十分に

活動できるようによつとういう趣旨か

らでござります。むしろ、この法律の第一

条にござります。

○内海(清)委員 どうも言ひましたよ

うことはお認めになつたわけですが、もう一

度御指摘のありましたスーパー・マー

ケットのことをおつし上げたところが、小売商業の安定をはかつしていくといふ分裂政策をもつて臨むというこの筋に立つて、小売商と生協と相争わしめる、そういうことによつて保政権の安定をはかつていくといふ分裂政策、かつてイギリスが植民地政策として用いた分裂政策、これに

これは百貨店法では勧告の対象になつておらぬと思うのですが、この母法に

は、百貨店はこの法案では勧告の対象になつておらぬと思うのですが、この母

法にありますから、これが生協法にもちゃんと生協に対する規制がある。員外利用に關し

てはちゃんとした規定がある。この母

法にありますから、これが生協法にもちゃんと生協に対する規制がある。員外利用に關し

てはちゃんとした規定がある。この母</

○岩武政府委員 厚生省の通達であります。ですが、許可基準の最初には組合員の利用を妨げない限度内においてなされることは第一の問題であります。といふ意味は、やはり員外をあまりやると組合員の利用を妨げて、本来の組合の健全な発達に害がある、こういうことだと思つております。害のないよう

に、あなた方は厚生省に対してもうい

う通達を出せということをやつたかど

うか。

○岩武政府委員 この問題は内閣の中

に、あなた方は厚生省に対してもうい

う通達を出せ

といふ

こと

をやつたことはござります。十分そ

うやつたことはござります。

これは小売商との摩擦調整とい

うの

見地

から

おも

う

な

う

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

現在のところでは百貨店法の対象になつておませんから、これはこれでやろ、こういうわけであります。

○田中(武)委員 中小小売商以外のも

には百貨店、スーパー・マーケット、農協、生協等も含まれる、こういう答弁だつたんですね。しかし百貨店は百貨店法があるのでこれには入らない。

それでは生協も別に生協法で規定があるから、これに入れる必要はないと思うのですが、どうですか。

○長谷川委員長 田中君の質問がよくわからなかつたそうです。

○田中(武)委員 百貨店に入る、しかし百貨店は百貨店法があるから、その方でいくつだ、生協とか、農協とかは、生協法とか農協法ではないのか。

○岩武政府委員 先ほど申ししておりますように、中小小売商以外のものと生協にはあります。入りますが、組合員に対しまする関係の物品販売業者はそのあせん調停の対象にならない。一般消費者とありますので、一般消費者というのは、組合員やその他は入つております。

○田中(武)委員 生協、農協は入るが、それは一般消費者に対する販売行為が入つて、員内利用といいますか、組合員に対する供給行為は入らない、こういうことなんですね。そろするならば生活協同組合が、いわゆる組合員の便利のために、どつかに店舗をといいますか、事務所を持つ、供給所を持つ、こういう場合に対しても、それはこの範疇に入りませんね。

○岩武政府委員 それがいろいろの立地の関係で、員外者の利用に供せられ

るおそれが多くなり、それで付近の小売商がそれを極度に心配しているいふなトラブルが起るという場合には、あるいは都道府県知事はあせんして、これは員外者に行くこともあるだ

らし、あるいは行かないこともあるから、小売商の言い分を聞く、

その辺の事業問題であります。

○田中(武)委員 員内利用は入らない

ですか。

○岩武政府委員 組合のためにとい

うことは、これは生協本来の目的で当然あります。ただいろいろな場所の開

保で……(発言する者多く)現在でもそ

ういうことがござりますので、員外者

が多い場合なんかは、やはりそういう

ことで小売商が事実上問題にせざるを得ない場合があると思ひます。そういう場合は都道府県知事が取り上げて事

実を判断してやるより以外にないと思

います。

○田中(武)委員 員内利用は入らな

い。だから員内利用のための小売商と

いうことは当然その範疇に入ると解釈するのはどういうことなんですね。

○田中(武)委員 場所によって入ると

いるのは、員外利用とか、員内利用の

間違はないのです。

○岩武政府委員 そのときに都道府県

知事が判断して心配いらぬという場合もありましょくし、あるいは組合員と

いつても、員外者にやるというような

場合もあると思います。それはいろいろあると思います。(「それはおかしい」と呼ぶ者あり)

○田中(武)委員 員外利用をさせること

と目的としておるのでないのですよ。員内のために供給所を置くので

す。それを小売商から譲解等があつて云々する場合はこの事項に入るあなた今の答弁ではそういうことなんですか。

○田中(武)委員 員内利用があるか

消費者に対する物品販売事業に觸しとい

う答弁と食い違つてきますが、どうで

すか。

○岩武政府委員 それは取り上げてみ

てこの規定に該当するか、しないかと

いう問題であります。

○田中(武)委員 やつてみなれば員

外利用かどうかわからぬでしょ。現

に今建てるとしておる。ここに建築しておる。それはあくまでも供給行為をやろうとしてやつておる、そういう

場合を言つておるのであります。

○岩武政府委員 目的だけではよくわ

かりません。それはすべての消費生活

協同組合の行為が、やはり員内者のた

めの目的だと思いますけれども、事実

間違としてそうでない場合がございま

す。それでトラブルが起るわけござ

いませんから、それを実際に両方の言い

て、そうしてそれによつて起つたとこ

ろの紛争を調停あつせんするといふこ

とになつておるわけなんです。そういう

場合と限つておるのであります。それに関

してなんだから、要するに「物品販売事業に觸し」なんだ。物を売ることに

関わなんだから、従つてこれから新し

ならないでしょ。そうすると組合員のための供給所を置くことですよ。それ

は当然入らないと思うのですが、どう

ですか。

○岩武政府委員 あせん調停になる

かならぬといふこともやはり問題にな

るわけであります。だからそれは今

おつしゃいましたように小売商側に誤

解もありましょくし、あるいは心配の

場合もありますしょくし、いろいろあ

る場合に、これは客観的に見て一般消

費者に対して物品の販売事業を行なうと

は考えられないか、申し立ては取り上

げない、あせん調停に入らぬといふ

こともありますしょくし、あるいはそ

ういうふうな立地その他の条件を考えて、この規定に当てはまるか

どうかということを県知事が認定する

わけであります。

物品の販売事業に觸し、その者と中小

小売商との間に生じた紛争」——現に

この販売事業で紛争の生じた場合です

よ。

○岩武政府委員 申し上げますが、実

際には問題が起ります場合はいろいろなトラブルがありますが、最終的にあつせ

ケースがありますが、これはこの法律に書いた通りであります。ところがそ

の前に一体これはあせん調停の対象

になるかならぬかという問題であります。これは事実小売商側がいろいろ陳情し訴えてきますれば、やはりそれは都道府県知事が両方の言い分を聞くと

いうことをございましょくし。それは何

も正式のあせん調停になるかどうか調べるわけであります。そしてこの

あせん調停になるかどうかを調べる

といふですか、聞いて判断するわけで

あります。その前にいろいろあります

の他もあることがあります。最終的に

このあせん調停の対象になるかどうか

あせん調停になるかどうかを調べる

ことがあります。その前にいろいろあります

ので、別段私は法律を拡張解釈をしておりませんし、実際の場合に合らよ

うに御説明したわけであります。

○田中(武)委員 あなたが言つている

ことはあせん調停以前の問題であります。私の聞いておるのはあせん調

停事項になるかということです。

受け付けるかどうかということは法によって定まるわけなんですね。いわゆる訴訟条件といふものが民事訴訟法なら民事訴訟法にきまつておる。それと同じように、そういうことを撫摩懐測をして、陳情をし、あっせんをしてくるやいなやということは、法の解釈からくるわけです。そういう場合に今言つたようなことが、この条文によつてあっせん事項になるかどうかを聞いておるわけです。

○岩武政府委員 あっせん、調停事項

になるかどうかは、これはあっせん事項ではありません。だから先ほどから申し上げましたように、あっせん調停に乗り出すかどうかはこの条文で判断しなければならぬと思います。それで

具体的にあっせんが始まるわけになります。その前にいろいろ事実上の陳情、訴え等ございましょうから、それ

をあっせん事項に当るかどうかということを判断するには、やはり一方だけの言い分ではないかぬこともあります。そういうことは実際問

題としまして、行政官庁としましてはやはり判断するためにいろいろな調査もいたすわけあります。その結果この法律に該当してあっせん、調停事項

になると判断いたしますれば、具体的なあっせん、調停を始めるわけであります。該当しなければ、これはあっせん、調停に乗り出す筋合いでない、こうなるわけあります。そらあた

ります。

○岩武政府委員 今のよろしい段階はあっせん、調停ではないと思います。

○松平委員 早くもそういう答弁をすればいいのですよ。

○田中(武)委員 これで大体結論が出来たと思ひますが、もう一へんはつきり

とだめを押しておきますが、員内利用

ことは十五条三号には当らない、こういう

ことははつきり御答弁が得られたと思

う。従つてそのための今の供給所を設けるといふよなことは、この条文に

はあつたものと了解いたします。

よつて定まるわけなんですね。いわゆる訴訟条件といふものが民事訴訟法なら民事訴訟法にきまつておる。それと同じように、そういうことを撫摩懐測をして、陳情をし、あっせんをしてくるやいなやということは、法の解釈からくるわけです。そういう場合に今言つたようなことが、この条文によつてあっせん事項になるかどうかを聞いておるわけです。

○松平委員 どうもさつきから田中君

と長官の質疑応答を聞いておつても、ぐたぐた回りくどいことでおそれく皆

わからぬと思う。田中君の聞いておる

のはこうしたことなんですね。ここに新しく生協が店舗を設けるということ

なる。そういう場合にその付近の人

が、こんなところに生協の店舗を設けられては困る、こううようなこと

です。そういう場合にはまだ始めもし

て知らないのに小売商がそういうことをいつて、がやがや騒ぐだといふときに、そ

れを紛争と認定して、これを取り上げて知事があつせんなり調停をするといふことも、この第十五条、十六条には含まれておるかどうかということを聞いておるわけです。それだけの返事をしてください。

○岩武政府委員 今のよろしい段階はあっせん、調停ではないと思います。

○松平委員 早くもそういう答弁をすればいいのですよ。

○田中(武)委員 これで大体結論が出来たと思ひますが、もう一へんはつきり

とだめを押しておきますが、員内利用

ことは十五条三号には当らない、こういう

ことははつきり御答弁が得られたと思

う。従つてそのための今の供給所を設けるといふよなことは、この条文に

はあつたものと了解いたします。

それから長島県西部生活協同組合、

池田町であります。三十二年十二月二十七日の徳島県からの報告によりますと、「三十二年六月、店舗を国鉄阿波池

田駅近くの商店街に移してから員外利

用者が増加し、さらに漸次支店の新

設、店舗の拡張を行ひ、現在では一日

総売上高七万円に達している。このた

め、各小売商とも相当な脅威にさらさ

れ、すでに一部小売商(食品関係)にお

いては倒産一步手前の状況である。こ

れに対し、地元商工会議所が中心となつて生協対策委員会を開き、価格協

定、事業拡大の阻止、員外利用の禁止、

について生協側と交渉しているが、解

決を見ていません。」これは員外利用の許

可を受けていないものであります。

その他報告はだいぶ参つております。

たとえばこれは佐賀県の鳥栖であ

りますが、生活協同組合、これにつきましては大都市ではスバ

ル・マーケットがあります。一例として、これは兵庫県の神戸市の神戸

勤労者生活協同組合、これにつきましては三十二年から三十三年にかけまして

おられるようですが、これは感じだけではいかぬです。いかにも生協が員外活動をどんどんやつて小売商をもろと見つけておるようですが、先ほどから良宮の答弁を聞いてみると、いかにも生協が

おられるようですが、これは感じだけではいかぬです。一つ具体的に数字をあげて、調査をせられた結果どのよう

な圧迫、どの面において行われておるか、これをはつきり出して下さい。

○岩武政府委員 員外活動の程度いかんという問題、これは前々会も御質問がありましたが、調べるのは非常にむずかしい問題であります。またその

数字等が適切であるかどうか、これは私たちも若干何といいますか、そらうのみにできないことだと思っておりま

すが、御参考までに私のところに参つております報告を申し上げます。一

〇田中(武)委員 資料はゆっくり探し

てもらつてあとから出してもらうとし

て、ただ注文をつけておきますが、局

地的な資料、調査事項であるとか、そ

ういのものでは納得できません。法律で抑えるといふ以上は、全国的影響で

すから、全國的にどのような影響を及ぼしているかという資料を、

具体的な数字で出してもらいたい。

○岩武政府委員 一例だけ申し上げま

す。(田中(武)委員「推定ではあかんぞ」と呼ぶ)最初から申し上げております。

化粧品等の面で商品流通秩序の混乱を

来たしてきたが、昭和三十二年度にお

りますが、生活協同組合協米会、三十

二年の十二月十六日佐賀県からの報告であります。廉売のため、市内小売商は相当な打撃を受けている。特に新聞折り込みを行い員外者にも廉売している。医薬品関係の小売商の受ける打撃は大きい。県は員外者販売について勧告を行い、地元小売商と生協間で交渉中であるが解決の見通しはない。」二、三の例はこの調子であります。

○田中(相)脇職 算社書を乞^フ詔文

ざいますから、小売商との摩擦の調整の点についてはやはり遺憾な点があると思う。そこでわれわれの申しますように、小売商保護という見地から新しく員外利用禁止という点をつけ加えましたが、従来の監督も行き届くだらうと思いますし、また小売商との摩擦を調整しやすいだらう、こういふことを申し上げたのであります。

われわれのところへ陳情に来ておるのを見ましても、全国的に非常にそぞろいのが多いんですよ、実際。各県からそういう苦情が来ておるので。だから決してこれは一部のところで、あるからこういう法律を出したというのじゃないのですから、実際問題としまして、先ほど来お話しになつておりませんけれども、供給所を生協がどこへ

のでは、実際問題として私はそういう
点はあると思うのですよ。しかし、先
ほど来言つ通り、具体的にこうです、
ああです、この県でどうか、どの県で
どうかと言わると、これは短時間
の間にはむずかしいと私は思うので
す。

も、割に狭い範囲の通知を出して監督に努めておられます。何と申しますと、母法の精神が違うものであります。でも、この問題の解決にはうまくいかない。そこで先ほど来私が申し上げますように、やはり立場を変えて小売商の保護、その調整という見地から、この問題を解決することが必要だ、そう考へております。

○日本中(武)委員 報告書を今読みなされた
わけなんですが、その報告書は商工会議所あるいは県からですが、それなら
県知事は監督せねばいかぬ。現にその
ような事実があるならば、員外利用を
いけれども、法律によつて厚生省が指
定してないなら、知事自体一体何し
ていいのですか。(「それは知事に言つ
てくれ」と呼ぶ者あり) 厚生省は今いな
ど監督している。その法律の委任事項
で知事がやつているのだから、そんなん
ことなら厚生省から知事に言つて、ま
す監督の規定を発動しなければいか
ぬ。ただ員外利用がものすごく行われ
ている、どうもそういう抽象的なこ
とだけではわれわれは納得できないの
ですが、數字的にもつと、これこれ具
体的な事実があるといふことでない
と――それで法律まで作つて全国的に
押さえようといたのでしよう。一部米子
とか神戸とか――神戸はそんなことな
いですよ。そういうところの一部のこと
とで全國的にやるということはどうか
と思ふ。

○中川(俊)政府委員 事務当局では、たことだけで、こめられた法律をもつて全般的に規制しよう、私はそういう必要があるのかということを疑うのです。ただ一、二のところからの報告書、ただ員外利用はなほだし、こういうふうなこととぐらいで、そういう必要があるのであるのですか。それならもつとそぞらいう事實を確かめて、そしてます、最初言つたことに戻りますが、母法による監督をやつて、なおやれないといふことならやつてもいいと思うのだが、物事には順序がある。何回も言つが、その母法によるところを何もやらずに、すぐやつしていくことはどうもおかしい。

これは常識問題で、ケース・バイ・ケースで処理していくなければ、なかなかむずかしい問題だと思います。だがしかし、そういう歎嘆があることは事実なんですね。生協がそういうようなことで、ずいぶん小売商を圧迫しておる事実は、いろいろな観点から、われわれのところへ陳情は山ほど来ておるのです。ですから、決して一部のなにがわかるからこういう法律を出すといらわなければならないのですよ。それは一つ誤解のないよう願いたい。ただあなたが、それならどこの県にどういうのがあるのか出してみい、こういう具体的なことになりますと、おそらく私は事務当局にもそういう具体的なものはないだろう。また今の、われわれのこところへ来ておる全国からの苦情も、いろいろなこういう例がある、こういう例があるといふような抽象的な例をたくさんあげてきておるのであって、実際問題として、生協に關係のある人が自分で反省されてみられても、私は屋外利用が非常にはなはだしくて小売商を圧迫しておるという面はあるだらうと思うのだ。小売商の方から考えれば、それは非常にこれが圧迫になつておるといふふうに考えておるだらうと思う

御答弁では、私は感じだけだと思う。そういう多くの員外利用によつて小売官もよく使われるが、ケース・バイ・ケース——この問題についてケース・バイ・ケースとは何か。まず母法があるのだから母法でやれることはやつて、それでもだめならどうだ。それなら先ほど松平委員からも書つたように、一応そういうことでは困るからといひことで、厚生省へも行つて話をしてやつたが、それでもだめだ。こういうことをいわゆるケース・バイ・ケースの道を踏んてきて、ここへ来ざるを得ないということならともかく、最初からこういうことを出すということには私はもは疑問を持つてゐる。こういうことなんです。

○岩武政府委員 先ほどは員外利用の許可を受けなくて員外利用が問題になつた組合の例をあげましたが、このほかに員外利用の許可を受けておるのと、小売商との関係の争いの絶えない組合もだいぶあります。そういうことで結局問題になるのは、先ほど申上げましたように員外利用の点でござります。これについては、厚生省当局

○田中(武)委員 母法の精神が通じるといつたて、それが私はおかしいと思う。その母法によつて生協をほんとうの、いい生協にしようといふのが生協法であつて、そのことによつて、何もこういう規定がなくともいいわけですね。だから、母法によつてますやつたらよい、こういつておるのです。精神が違うといつても法律を出すのに、精神分裂症のように違つたものをただら出すのですか。

○岩武政府委員 先ほど来申し上げましたように、第一条の精神は、やはり組合の発達でござりますから、員外利用の規定もそりそり見地で行われておる。ところが実際は、法の精神に反して、違つておることがわかりますと、やは

せん、小売商の利害の調整という点で問題を解決しなければいかぬだらうと

いうことであります。

○田中(武)委員 何回も言うようですが、いわゆる母法による健全な生協であるならばそういうことはない。こういふことは言えるので、私はあくまで利害の調整——組合の発展ではあります

ここは食い違つておるからそのままにしておきましょう。

そこで次に第三条ですが、第三条の条文の中に、「中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは」こういう言葉になつておるが、具体的には「中小小売商というのはどの程度のものと言ふのか。それから「事業活動に影響を及ぼし」こういつて次に「利益を著しく害する」という利益とは売り上げが減ることを意味しておるのか。具体的に利益を著しく害するといふのはどういふことを言つておるのか。

○岩武政府委員 第一の中小小売商といふことはどいりますが、これは中小企業者の範囲と大体同じように考えております。つまり物品販売業でありますから、常時従業員おおむね三十人以下のところといふに考えております。影響を及ぼし、利益を著しく害するといふのは、一人、二人の売り上げが減つたという、そういうことではないと思いますが、ある範囲の小売商に売り上げがかなり減る、あるいは閉店せざるを得なくなる、いろんな現象があるかと思ひます。こういうことは事実問題で考えるべきだと思います。

○田中(武)委員 事実問題で、といふことがばく然としたものです。これによると、その認定はすべて都道府県知事が行うのですね。厚生大臣または都道府県知事、これらの人たちの感じでやるわけですか、それに対する一応の基準といふのがあるかと思ひます。そういうものは考えておられないですか。

○岩武政府委員 その点は单なる感じ、憶測ではいかぬだろうと思ひます。

○田中(武)委員 感じ、憶測ではなく事實問題であるといふのですが、その影響を及ぼす、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときには、どういふことを意味しておるのか。

○岩武政府委員 第一の中小小売商といふことは、たゞ一つの例で極端な事実に即して考えておかなければいけないと思います。それは一つの例で極端な事実として起つてきた事実に対する考え方であります。いろいろな場合がありますが、そこらあたりは思ひますけれども、そこらあたりは思ひます。それが、たゞ一つの例で極端な事実問題と云ふべきだと思ひます。

○田中(武)委員 事実問題で、といふことは、たゞ一つの例で極端な事実問題として起つてきた事実に対する考え方であります。たゞ一つの例で極端な事実問題と云ふべきだと思ひます。

○田中(武)委員 専断ではありませんで、大体物事の常識といふものがあるから、健全な常識で判断してもらいたい、こういふつもりであります。

○田中(武)委員 あなたのように頭のいい人と私のようなものとはだいぶ常識が違うと思うのです。その逆でもよろしい。私のような頭のいい人とそうでない人との場合で考へてもよろしく

い。ともかくその常識といつても、これは法律的には社会通念といふような言葉でこまかに場合があると思います。ただ思ひます。それには小委員会で行うのですが、それに対してもう一つ置をとる、これの判断の基準はどういふことになるのですか。

○岩武政府委員 いろんな場合があるのだと思いますが、これは例がいいから悪いか知りませんけれども、たとえばこんな販売をする生協はないと思ひます。が、あまり組合員のおらない町のまん中に物品販売所を建てるということがあります。外販をし、かつ付近の小売商には、員外販売をし、かつ付近の小売商に影響を及ぼすことは当然であります。そういう場合は「影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがある」といふことは、当然いえるだらうと思います。それは一つの例で極端な事実であります。いろいろな場合がありますが、そこらあたりは思ひます。それが、たゞ一つの例で極端な事実問題として起つてきた事実に対する考え方であります。たゞ一つの例で極端な事実問題と云ふべきだと思ひます。

○田中(武)委員 事実問題で、といふことは、たゞ一つの例で極端な事実問題として起つてきた事実に対する考え方であります。たゞ一つの例で極端な事実問題と云ふべきだと思ひます。

○田中(武)委員 あなたのように頭のいい人と私のようなものとはだいぶ常識が違うと思うのです。その逆でもよろしい。私のような頭のいい人とそうでない人との場合で考へてもよろしく

○田中(武)委員 知事といつたつて実際知事がやるわけではないから官僚がおつたのですが、それは小委員会で行います。

○田中(武)委員 次に物わかりが悪いからもう一つだけ聞いておきます。それはこの前二月五日の参考人のときにも私は二重罰則の点です。いわゆる員外販売協同組合法にも罰則がある、本法にも罰則がある、こういう二重罰則の点については、どうお考えですか。

○岩武政府委員 これは別段不忠誠な行為ではありませんで、刑法の理論でございまして法条競合ということで処理すべきだと思つております。つまり兩方に該当するといふことです。

○田中(武)委員 二つの罰則があるのですよ。刑法で二つの罰則があるのですよ。刑法で二つの罰則があるのですよ。これは一つの事実であります。これに対して罰則が二つあるのです。

○田中(武)委員 一つの行為が数個の罪名に該当する場合は、一つの行為が数個の罪名に該当するのですよ。これは一つの事実であります。これに対して罰則が二つあるのです。

○田中(武)委員 一つの行為に対しても行政解釈としては最終的な解釈と理解しておられます。しかしこれは私の見解であります。しかしこれは私の見解であります。

○田中(武)委員 これは所管の長であるあなたが言われるのだから、これでも行政解釈としては最終的な解釈と理解しておられるかどうか、これは一つ法制局長が解釈します。しかしこれは私の見解であります。

○田中(武)委員 これは所管の長であるあなたが言われるのだから、これでも行政解釈としては最終的な解釈と理解しておられるかどうか、これは一つ法制局長が解釈します。しかしこれは私の見解であります。

○岩武政府委員 一つの行為に対しても二つ以上の罰則が適用される、同じことであります。

○田中(武)委員 刑法の場合は、たとえは窃盜罪の場合、家宅侵入をやつて窃盜をやつたという場合、この場合は重きをもつて処断をするといふうに片方でいくのですね。この場合はそうではないのです、一つなんですよ。同じ行為なんですよ。

○岩武政府委員 一つの事実に対しまして、これを取り締まる法規が二つ以上ございまれば、やはり法条競合といふことになつてくるわけでございま

○田中(武)委員 ただ一つだけの事實に對して、これが競合するといふことが、もうすでに明らかなんですよ。(殺人の行為には傷害が入るぞ」と呼ぶ者あり)いや、それは一つの行為として數個の罪名に當る場合なんです。だから一つの行為に對して二つの罰則をつけようということが初めから目的だとしか考えられない。一つの行為で罰則が競合する場合は、重きに従つてといふ片方でいくなら、これは初めから二つ考えなくていいわけなんです。物盜とかあるいは強盜のよくな場合は、いわゆる行為の連続によつて數個の罪名が出てくる場合があるのです。いかがですか。

○岩武政府委員 そういう場合もいろいろございます。これで一つの行為に對しまして、やはり二個以上の違反行為が成立する、違反といいますか、適用する法條があるということは、これはいろいろあることあります。

○田中(武)委員 そういう場合、具体的に一、二の例をあげて下さい。

○岩武政府委員 わかりやすい例があるかどうか、私存じませんけれども、こういう刑法上のむずかしい議論になりますれば、これはやはり法制局長官の方が多いと思います。こういうことはよくあるようあります。別段これが異例とか、あるいはおかしいといふことではないと思つております。

○田中(武)委員 いや、対象になるのは一つだけの行為なんですよ。それにすでに罰則があるのに、また罰則を設けたわけなんです。(これがおかしいと言つておるのでよ。あなたの言つておるのは、一つの連続した行為が最終的に罰せられるまでに數個の罪名のあ

る場合で、それとは違うんですよ。どうですか。これも法制局ですか。

○岩武政府委員 そういう専門的な事項で、ことにそういう法令の例があるかないかということありますれば、これはやはり小委員会で専門の方にお願いするよりほかないと思います。○田中(武)委員 それじゃまだたくさんあるんですが、全部小委員会でやりますよう。よします。

○長谷川委員長 本日は、これにて散会をいたします。

次会は、来たる三月三日火曜日の午前十時より開会いたします。

午後零時三十二分散会

昭和三十四年二月二日印刷

昭和三十四年三月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局